

プロジェクト設計書(P13参照)の主な項目(3)

環境影響分析(又は環境影響評価)

- ◆ プロジェクト設計書には、プロジェクト実施に伴う、プロジェクト境界内外に対する環境への影響分析の結果を記載することが必要
- ◆ プロジェクト参加者又はホスト国が、環境への影響が大きいと判断した場合には、環境影響評価(環境アセスメント)を実施することが必要
- ◆ 「影響が大きい」の判断基準、「環境影響分析」の具体的内容は、特定されていない
- ◆ 「環境影響評価」の手続き等については、ホスト国の国内制度に従う
[案/CMP1(12条) ANXハ^o37(c), p34]

利害関係者からのコメント

- ◆ プロジェクト設計書には、地元の利害関係者からのコメント、及びそれらに対する対応結果について記載することが必要[案/CMP1(12条) ANXハ^o37(b), p34]
 - ☞ 利害関係者とは、プロジェクトの実施によって影響を受ける(又は受ける可能性のある)個人、団体、地域社会等のこと
- ◆ 「利害関係者」とは、CDMプロジェクトによって影響を受ける(又は受けると考えられる)個人、グループ、地域社会等とされているが、特定されていない
[案/CMP1(12条) ANXハ^o1(e), p26]
- ◆ コメントの受付に関する具体的な手続きについては、特定されていない

公的資金の活用に関する情報

- ◆ プロジェクト設計書には、附属書 I 国からの公的資金の活用に関する情報を記載することが必要
 - ☞ プロジェクトが公的資金を活用している場合、「その資金がODAの流用(diversion)ではない」という、附属書 I 国の確認書を添付することが必要

参考: ベースライン設定・モニタリング方法に対する新たな方法の採用、既存方法の改訂について[案/CMP1(12条) ANXハ^o38~39, p35]

- ☞ ベースライン設定・モニタリング方法について、CDM理事会によって承認されていない、新たな方法又は既存方法を改訂して採用しようとする場合は、CDMプロジェクトとして登録申請する前に、指定運営組織がその方法についてプロジェクト設計書案と共に、CDM理事会に提出して審査を受けることが必要
 - ☞ CDM理事会へ提出すべきかどうかの判断及び提出は、指定運営組織が行う
- ☞ CDM理事会は、可能であれば次回会合にて、また長くても4ヶ月以内に審査を行う
 - ☞ 承認されれば、その方法が公開され、今後採用することができる
- ☞ CDM理事会に承認された方法であっても、COP/MOPが見直しの要請を行った場合、当該方法は今後採用することができなくなる
 - ☞ ただし、見直し日以前に既に当該方法によって登録されたCDMプロジェクトについては、そのクレジット期間中は影響しない
- ☞ 既に実施されているCDMプロジェクトのモニタリング計画を変更する場合には、プロジェクト参加者が、変更によってデータの正確性、完全性が高まることを実証し、指定運営組織の有効化を受けることが必要[案/CMP1(12条) ANXハ^o57, p38]

CDMのプロジェクト設計書の記入項目の概要(1)

◆ プロジェクト設計書の具体的な記入項目の概要は以下のようにになっている(2002年8月29日発表のバージョン01に基づく)

A. プロジェクト活動の概要

- | |
|---|
| A. 1. プロジェクト活動の名称 |
| A. 2. プロジェクト活動の内容(持続可能な開発への貢献としての考え方等) |
| A. 3. プロジェクトへの参加者 |
| A. 4. プロジェクト活動の専門的記述 |
| A. 4. 1. プロジェクト活動の場所 |
| A. 4. 1. 1. ホスト国 |
| A. 4. 1. 2. 地域/州等 |
| A. 4. 1. 3. 市/都市等 |
| A. 4. 1. 4. 実施場所の詳細 |
| A. 4. 2. プロジェクト活動の種類 |
| A. 4. 3. プロジェクト活動で採用する技術 |
| A. 4. 4. 提案するCDMプロジェクト活動による人為的GHG排出量の削減に関する概要説明 |
| A. 4. 5. プロジェクト活動に対する公的資金 |

B. ベースラインの方法

- | |
|---|
| B. 1. プロジェクト活動に適用したベースライン方法の名称及び出典 |
| B. 2. その方法を選択した正当性及び当該プロジェクト活動への適用理由 |
| B. 3. 当該プロジェクト活動への適用方法についての記述 |
| B. 4. 当該CDMプロジェクトがなかった場合と比べ、人為的GHG排出量がどのように削減されるのかについての記述 |
| B. 5. そのベースライン方法に関して、どのようにプロジェクト境界を設定したのかに関する記述 |
| B. 6. ベースライン検討の詳細 |
| B. 6. 1. ベースラインに関する本セクションの作成日 |
| B. 6. 2. ベースラインを設定した個人/主体名 |

C. プロジェクト活動期間/クレジット獲得期間

- | |
|--|
| C. 1. プロジェクト活動期間 |
| C. 1. 1. プロジェクトの活動開始時期 |
| C. 1. 2. 想定されるプロジェクトの活動期間 |
| C. 2. クレジット獲得期間の選択及び関連情報 |
| C. 2. 1. クレジット獲得期間を更新する場合(1期間当たり最大7年間) |
| C. 2. 1. 1. 第1期クレジット獲得期間の開始時期 |
| C. 2. 1. 2. 第1期クレジット獲得期間の長さ |
| C. 2. 2. クレジット獲得期間を固定する場合(最大10年間) |
| C. 2. 2. 1. クレジット獲得期間の開始時期 |
| C. 2. 2. 2. クレジット獲得期間の長さ |

D. モニタリングの方法及び計画

- | |
|--|
| D. 1. プロジェクトに適用したモニタリング方法の名称及び出典 |
| D. 2. 当該方法を選択した正当性及び当該プロジェクト活動への適用理由 |
| D. 3. プロジェクト活動からの排出量をモニタリングするために収集するデータ及び保存方法 |
| D. 4. 潜在的なリーケージ(プロジェクト境界外からの排出量)をモニタリングするために必要なデータの特定、その収集及び保存方法 |
| D. 5. ベースラインの設定に必要な関連データの特定、その収集及び保存方法 |
| D. 6. モニタリングにおける品質管理(QC)・品質保証(QA)のための手順 |
| D. 7. モニタリング方法を決定した個人/主体名 |

CDMのプロジェクト設計書の記入項目の概要(2)

E. GHG排出源ごとの排出量の計算

- E. 1. プロジェクト活動による人為的なGHG排出量(プロジェクト境界内の推定に用いた計算式についての記述
- E. 2. プロジェクト活動による人為的なGHG排出量(プロジェクト境界外のリーケージ分)の推定に用いた計算式についての記述
- E. 3. プロジェクト活動によるGHG排出量(E. 1. とE. 2. の合計)
- E. 4. ベースライン排出量の推定に用いた計算式についての記述
- E. 5. プロジェクト活動によるGHG排出削減量(E. 4. とE. 3. の差)
- E. 6. 上記計算式での算出に用いた表

F. 環境への影響

- F. 1. 環境への影響(国外への影響含む)について分析した文書
- F. 2. ホスト国又はプロジェクト参加者によって、環境への影響が大きいと判断された場合には、環境影響評価(ホスト国で求められる手順に従ったもの)の結果及び全関連文書

G. 利害関係者のコメント

- G. 1. 地元の利害関係者のコメント受付・集計プロセスの概要
- G. 2. 受け取ったコメントの概要
- G. 3. 受け取ったコメントへの対応についての報告

別紙1. プロジェクト参加者についての連絡先

別紙2. 公的資金についての情報

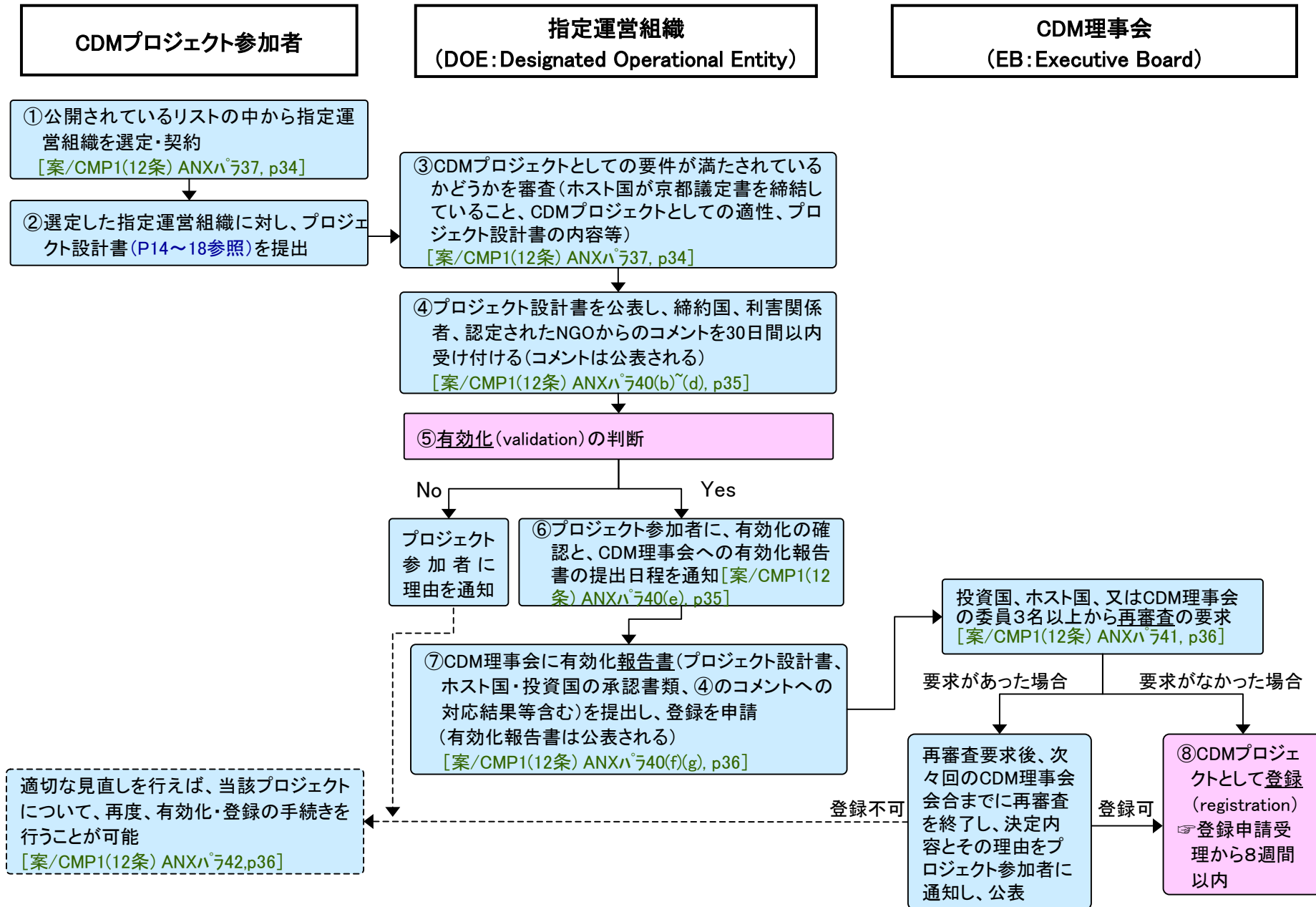
別紙3. 新たなベースライン方法(新たな方法を採用した場合)

- 1. 提案する方法の名称
- 2. 方法に関する記述
 - 2. 1. 基本的な考え方
 - 2. 2. 全体的な記述
- 3. 主要なパラメータ/仮定、検討及び採用されたデータの出所
- 4. ベースライン方法に関連したプロジェクト境界の定義
- 5. 不確実性評価
- 6. 当該ベースライン方法によるベースライン排出量の計算及びプロジェクトの追加性決定に関する記述
- 7. 当該ベースライン方法による潜在的リーケージへの対応に関する記述
- 8. 提案するベースライン方法の開発に際してとった基準(透明性、保守性に沿って開発したことの説明含む)
- 9. 当該ベースライン方法の強み/弱みの評価
- 10. その他考慮事項(例:国又は部門毎の政策、状況等をどのように考慮に入れたかについての説明)

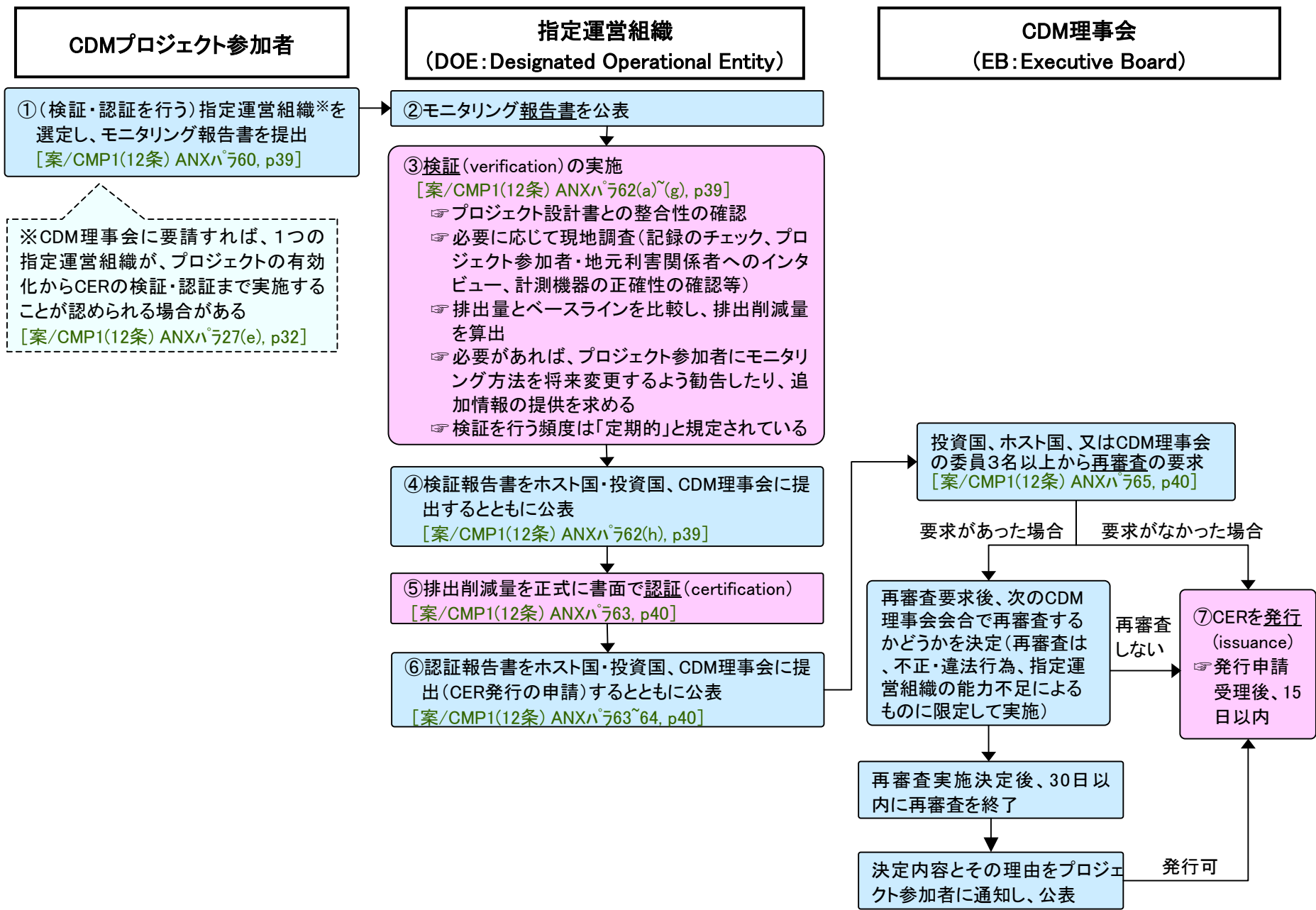
別紙4. 新たなモニタリング方法(新たな方法を採用した場合)

- 1. 提案する方法の概要
- 2. プロジェクト活動からの排出量をモニタリングするために収集するデータ及び保存方法
- 3. 潜在的なリーケージ(プロジェクト境界外からの排出量)をモニタリングするために必要なデータの特定、その収集及び保存方法
- 4. 新たな方法を開発するに際して私用した仮定
- 5. モニタリングにおける品質管理(QC)・品質保証(QA)のための手順
- 6. 当該モニタリング方法の強み/弱みの評価
- 7. 当該方法について他の成功事例があるかどうか(ある場合の状況等)

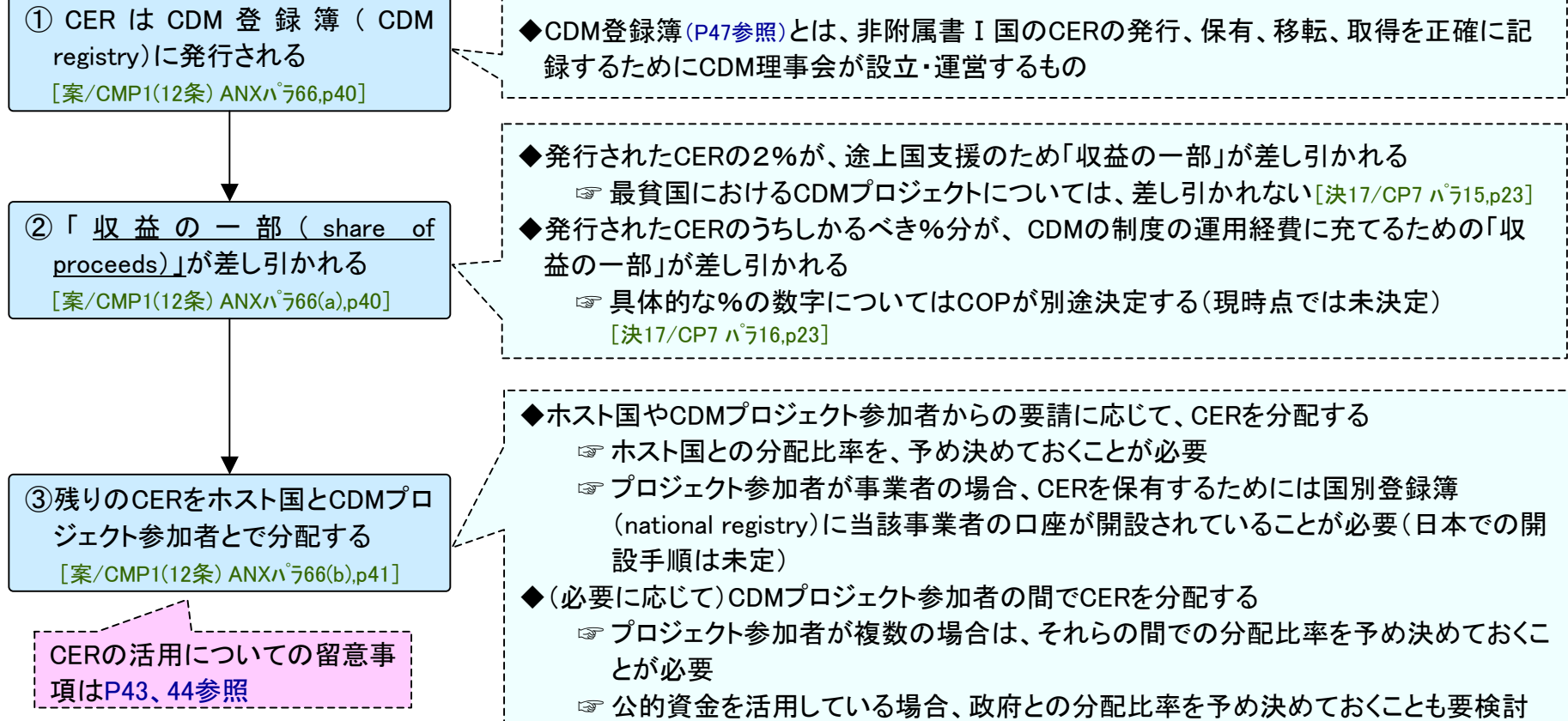
3-4. CDMプロジェクト実施前の有効化と登録の手順



3-5. CDMプロジェクト実施後のCERの検証・認証・発行の手順



3-6. CERの分配の手順



参考：指定運営組織の指定の一時停止・取消による既存のCDMプロジェクトへの影響 [案/CMP1(12条) ANXハ722~24,p31] (指定運営組織の指定取消についてはP11参照)

- ☞ 既に登録されているCDMプロジェクトの有効化、検証・認証を実施した指定運営組織が指定の一時停止・取消となっても、当該運営組織が作成した各種報告書(有効化報告書、検証報告書、認証報告書)に重大な欠陥がない限り、当該CDMプロジェクトに対する影響はない
 - ☞ 「重大な欠陥」の定義は、特定されていない
- ☞ 重大な欠陥があった場合、CDM理事会が指定する別の指定運営組織が、欠陥の再審査・訂正を実施する
 - ☞ 再審査のための費用は、指定が一時停止・取消された運営組織が負担する
- ☞ 再審査の結果、過剰なCERが発行されていたことが判明した場合、指定が一時停止・取消された運営組織が、再審査終了後30日以内に過剰発行分に相当する排出枠(AAU、ERU、CER、RMU)を取得し、CDM登録簿の取消口座(cancellation account、P47参照)に入れなければならない
- ☞ 指定運営組織の指定の一時停止・取消が既存のプロジェクトに影響を及ぼす場合、一時停止・取消の前に、影響を受けるプロジェクト参加者に対し、聴聞の機会が与えられる

3-7. 小規模CDMプロジェクトの簡易な手続き

◆ 小規模CDMプロジェクトの3つのタイプの具体的な定義(上限値)は以下のようになっている[決21/CP8 ANX-II パラ1~7]

☞ これら3つのタイプは相互に独立な概念である(例えば、ある1つのプロジェクトが再生可能エネルギー部分と省エネルギー部分から構成される場合、それぞれの部分が小規模CDMの定義に合致していないと、当該プロジェクトに小規模CDMとしての簡易な手続きを適用することができない)

タイプ1: 再生可能エネルギープロジェクト

最大出力が15MW(=1万5000kW)
(又は同量相当分)まで

◆ 「MW」とは基本的に電気の単位とするが、適切な係数を乗じて算出した熱量や出力の単位でも可

◆ 「最大出力」とは、機器・プラントの製造者の示す設備/定格容量

☞ 実際の負荷率ではない

◆ 「再生可能エネルギー」の定義は、CDM理事会が該当する活動のリストを作成する

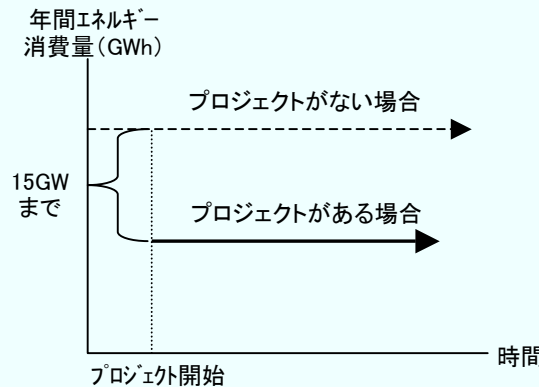
☞ リスト作成に当たっては経験を考慮するとともに、新たな提案に応じて詳細化・発展させる

☞ 現時点でのリスト案としては、太陽光・太陽熱、風力、ハイブリッド(風力とディーゼル等)、バイオガス、バイオマス、水力、地熱、廃棄物等が挙げられている

[第3回CDM理事会議題(注釈付き)]

タイプ2: 省エネルギープロジェクト

エネルギー供給又は需要サイドにおける年間の削減エネルギー消費量が15GWh(=1500万kWh)(又は同量相当分)まで



◆ 「省エネルギー」の定義は、CDM理事会が該当する活動のリストを作成する

☞ リスト作成に当たっては経験を考慮するとともに、新たな提案に応じて詳細化・発展させる

☞ 現時点でのリスト案として、供給サイド、需要サイド(産業・業務・家庭・運輸部門等)における様々な省エネルギーの例が挙げられている

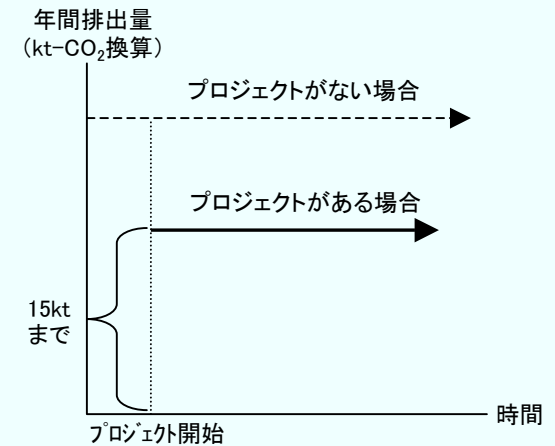
[第3回CDM理事会議題(注釈付き)]

◆ エネルギー効率(投入MW当たりの活動量)を高めることが必要

☞ 活動量が低下したことによるエネルギー消費量削減は対象外

タイプ3: 人為的な排出量を削減するプロジェクト

排出量がCO₂換算で年間15kt(=1万5000t)未満



◆ タイプ3の例として農業(家畜排せつ物の管理、消化管内発酵低減、施肥量改善、稲作にの水管理改善等)、燃料転換、工業プロセス、廃棄物処理等が挙げられている。

◆ その他に、CO₂のリサイクル、CO₂以外の温室効果ガスの排出削減も対象となる

3-7. 小規模CDMプロジェクトの簡易な手続き

小規模CDMプロジェクトと通常のCDMプロジェクトとの手続きの違い

- ◆ 小規模CDMプロジェクトの定義(P13参照)に合致する場合、通常のCDMプロジェクトと比べて、まず以下のような点で手続きが簡易となる[決21/CP8 ANX-II パラ9]
 - ☞ 複数の小規模プロジェクトをバンドリング(一括化)して、手続きを行うことが可能(P24参照)
 - ☞ プロジェクト設計書の要求事項が少ない(P25参照)
 - ☞ プロジェクトの種類毎に簡易化されたベースラインの適用が可能
 - ☞ モニタリング計画の要求事項が少ない
 - ☞ 同じ指定運営組織が有効化と検証・認証を行ってもよい
- ◆ その他に手続き面で以下のような違いがある
 - ☞ CDMの制度の運用経費に充てるためCERから差し引く「収益の一部(P21参照)」、及びCDMプロジェクトとしての登録料について、低めの設定が考慮される[決21/CP8 ANX-II パラ21]
 - ☞ CDM理事会による登録(P19参照)に際し、再審査の要求がない限り4週間以内に登録される[決21/CP8 ANX-II パラ24]
 - ☞ 通常のCDMは8週間以内
 - ☞ リーケージ(P15参照)の計算の簡易化が考慮される[決21/CP8 ANX-II パラ30]

参考:プロジェクト参加者が、既存の種類以外の新たな小規模CDMプロジェクトを提案する場合(開発済みの簡易化されたベースライン設定・モニタリング方法の改訂を提案する場合を含む)[決21/CP8 ANX-II パラ16]

- ☞ プロジェクト参加者が、当該技術/活動、ベースライン設定・モニタリング方法提案に関する情報を、書面でCDM理事会に提出する
- ☞ CDM理事会は、可能な限り次回の会合までに、提案された方法を検討する
 - ☞ CDM理事会は、それらの検討に際して、必要に応じて適切な専門家を活用することができる
- ☞ 一度承認されれば、既存の種類や開発済みの方法を修正する
- ☞ 既存の種類・方法の修正は、それ以降に登録される小規模CDMプロジェクトについてのみ適用する
 - ☞ 既に登録済みの小規模CDMプロジェクトのクレジット期間に対しては影響しない[決21/CP8 ANX-II パラ18]

- ◆ 小規模CDMプロジェクトのタイプ1~3(P22参照)の種類(14種)毎に、簡易化されたベースライン設定・モニタリング方法案を開発済み[決21/CP8 ANX-II パラ10]
 - ☞ 具体的にリスト化されている
 - ☞ 文書案としては「決21/CP8 ANX-II APX-B」参照
 - ☞ これらの種類以外の小規模CDMプロジェクトを排除するものではない
 - ☞ CDM理事会は、少なくとも1年に1回はそれらを見直し、必要に応じて修正する[決21/CP8 ANX-II パラ17]
 - ☞ プロジェクト参加者は、新たな小規模CDMプロジェクトの種類や、既存の簡易化されたベースライン設定・モニタリング方法の改訂をCDM理事会に提案することができる[決21/CP8 ANX-II パラ15]
- ◆ ベースライン設定・モニタリング方法についてリスト化されているものを適用するためには、当該小規模CDMプロジェクトを実施する上で別途定義される「障壁」が1つ以上あることを指定運営組織に示すことが必要[決21/CP8 ANX-II パラ28]
 - ☞ 「障壁」の定義についてはP24参照
 - ☞ 具体的リスト[決21/CP8 ANX-II APX-B]によって特定できる場合には、「障壁」の代わりに、通常ではそのプロジェクトが実施されない定量的証拠を提供することも可

3-7. 小規模CDMプロジェクトの簡易な手続き

プロジェクトのバンドリング(一括化)

◆ 複数のプロジェクト活動を併せても、それらの合計値が小規模CDMプロジェクトとしての上限值を超えない限り、プロジェクト設計書の作成・有効化・登録・モニタリング・検証・認証をバンドリングして行うことが可 [決21/CP8 ANX-II パラ9(a)]

- ☞ バンドリングされた小規模CDMプロジェクトのモニタリングについて、それぞれのプロジェクト活動のサンプルを用いる全体モニタリング計画を提案することができる [決21/CP8 ANX-II パラ19]

プロジェクトのデバンドリング(細分化)

◆ 一方で、大規模なCDMプロジェクト活動をデバンドリング(細分化)し、複数の小規模CDMプロジェクトとして簡易な手続きをとることはできない [決21/CP8 ANX-II パラ12(c)]

- ☞ 別々に申請された小規模CDMプロジェクトが、以下の全ての事項に当てはまる場合にデバンドリングと見なされる [決21/CP8 ANX-II APX-C]
 - ⇒ プロジェクト参加者が同じ
 - ⇒ プロジェクトの種類/技術等が同じ
 - ⇒ それぞれのプロジェクト境界の最短距離が1km以内であり、かつ申請が2年以内

小規模CDMプロジェクトの実施上の「障壁」

◆ ベースライン設定・モニタリング方法についてリスト化されているもの [決21/CP8 ANX-II APX-B] を適用するためには、以下に定義される「障壁」が1つ以上あるために、通常では当該小規模CDMプロジェクトが実施されないことを説明することが必要 [決21/CP8 ANX II パラ28]

◆ 「障壁」の定義 [決21/CP8 ANX-II APX-B ATT-A パラ1]

- ☞ 【投資障壁】 当該プロジェクトと比べて、採算上、実現性が高い代替案(ただし排出量は増大)がある
- ☞ 【技術障壁】 当該プロジェクトで採用する新技術のリスク(性能の不確実性や市場普及率の低さに起因)を低減する、技術的には低い代替案(ただし排出量は増大)がある
- ☞ 【慣習による障壁】 慣習、既存の規制、又は政策的な必要性から採用される技術(ただし排出量は増大)がある
- ☞ 【その他の障壁】 プロジェクト参加者が特定するその他の障壁(制度的な障壁、情報不足、経営資源、組織能力、資金源、又は新技術の採用能力)によって、プロジェクトがなかった場合には排出量が増大する

小規模CDMプロジェクトとしての上限值を超えた場合

◆ ある小規模CDMプロジェクトの活動が、検証期間中に小規模CDMプロジェクトとしての上限值を超えてしまった場合、CERは上限値までしか発行されない [決21/CP8 ANX-II パラ8]

3-7. 小規模CDMプロジェクトの簡易な手続き

小規模CDMのプロジェクト設計書の記入項目の概要 [決21/CP8 ANX-II パラ13] [決21/CP8 ANX-II APX-A]

◆ 小規模CDMプロジェクト設計書の具体的な記入項目の概要は以下のようになっている(2003年1月21日発表のバージョン01に基づく)

A. プロジェクト活動の概要

A. 1. ~A. 3. 【通常のCDMのプロジェクト設計書と同じ項目】

A. 4. プロジェクト活動の専門的記述

A. 4. 1. 【通常のCDMのプロジェクト設計書と同じ項目】

A. 4. 2. プロジェクト活動の種類・技術(小規模CDMとして定められている種類に合致していることが必要)

A. 4. 3. 提案するCDMプロジェクト活動による人為的GHG排出量の削減に関する概要説明

A. 4. 4. プロジェクト活動に対する公的資金

A. 4. 5. 当該小規模プロジェクト活動が大規模プロジェクト活動を細分化された一部でないことの確認

B. ベースラインの方法

B. 1. プロジェクト活動に適用したベースライン方法の名称及び出典

B. 2. 当該プロジェクト活動に適用した(ベースラインの)種類

B. 3. 当該CDMプロジェクトがなかった場合と比べ、人為的GHG排出量がどのように削減されるのかについての記述

B. 4. 当該プロジェクト活動の境界についての記述

B. 5. ベースライン検討の詳細

B. 5. 1. 小規模CDMのベースラインとして定められている方法を用いた、当該プロジェクトのベースラインの特定

B. 5. 2. ベースラインに関する本セクションの作成日

B. 5. 3. ベースラインを設定した個人/主体名

C. プロジェクト活動期間/クレジット獲得期間

【通常のCDMのプロジェクト設計書と同じ項目】

D. モニタリングの方法及び計画

D. 1. プロジェクトに適用した承認されている方法の名称及び出典

D. 2. 当該方法を選択した正当性及び当該プロジェクト活動への適用理由

D. 3. モニタリングするデータ

D. 4. モニタリング方法を決定した個人/主体名

E. GHG排出源ごとの排出量の計算

E. 1. 用いた計算式

E. 1. 1. 小規模CDM用として定められているものから選択した計算式

E. 1. 2. 小規模CDM用として定められているものから選択しなかった場合の計算式の記述

E. 1. 2. 1. プロジェクト活動による人為的なGHG排出量(プロジェクト境界内)の推定に用いた計算式についての記述

E. 1. 2. 2. 必要な場合、プロジェクト活動による人為的なGHG排出量のリーケージ分の推定に用いた計算式についての記述

E. 1. 2. 3. プロジェクト活動によるGHG排出量(E. 1. 2. 1. とE. 1. 2. 2. の合計)

E. 1. 2. 4. ベースライン排出量の推定に用いた計算式(小規模CDMのベースラインとして定められている方法を用いる)についての記述

E. 1. 2. 5. プロジェクト活動によるGHG排出削減量(E. 1. 2. 4. とE. 1. 2. 3. の差)

E. 2. 上記計算式での算出に用いた表

F. 環境への影響

F. 1. ホスト国から求められた場合、環境への影響について分析した文書

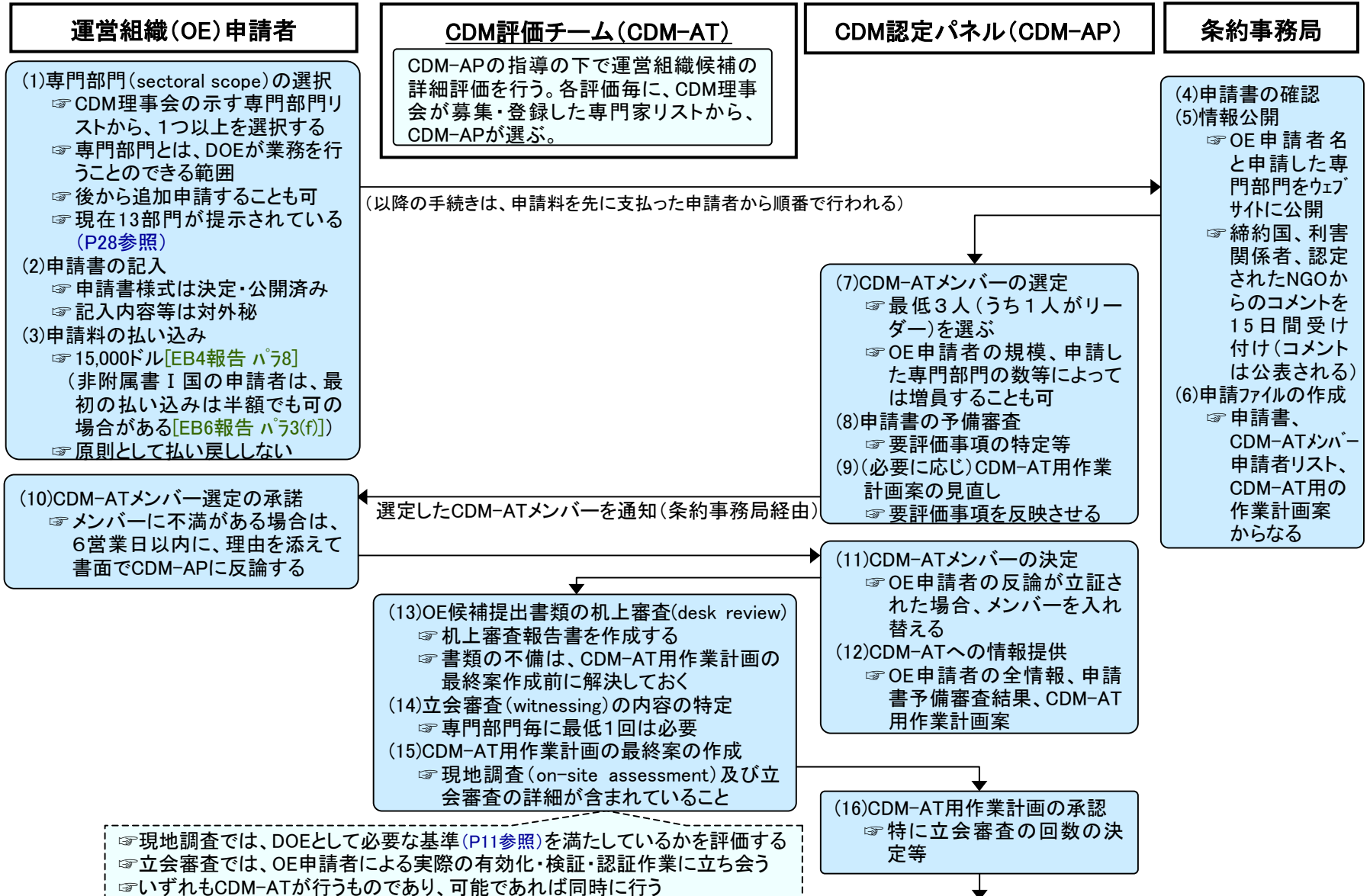
G. 利害関係者のコメント【通常のCDMのプロジェクト設計書と同じ項目】

別紙1. プロジェクト参加者についての連絡先

別紙2. 公的資金についての情報

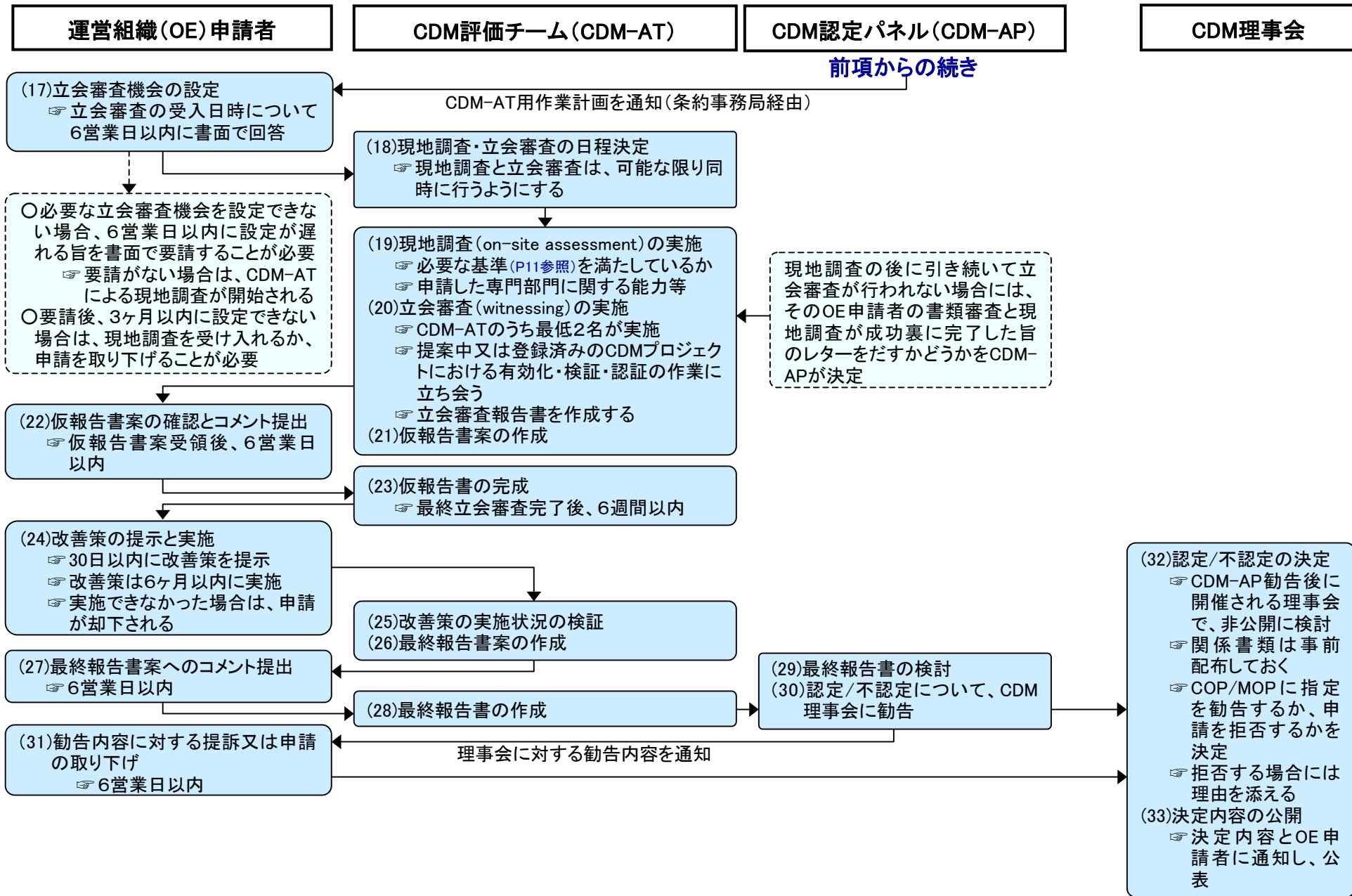
3-8. 【参考】運営組織申請者の認定手続き

指定運営組織の候補事業者がCDM理事会から認定 (accreditation) を受けようとする場合のプロセスの概要は以下のようになっている (2003年1月30日発表のバージョン03に基づく) [EB7報告 ANX-2]。なお、手続きについては、可能な限り電話会議や電子的手段で行われる。



次項へ続く

3-8. 【参考】運営組織申請者の認定手続き



3-8. 【参考】運営組織申請者の認定手続き

専門部門(sectoral scope)

◆ 運営組織(OE)申請者が選択する専門部門のリストは以下のようになっている(2002年9月30日発表のバージョン01に基づく)

- ① エネルギー産業
- ② エネルギー輸送
- ③ エネルギー需要
- ④ 製造業
- ⑤ 化学産業
- ⑥ 建設
- ⑦ 運輸
- ⑧ 鉱業・無機工業
- ⑨ 金属工業
- ⑩ 燃料からの漏洩
- ⑪ HFC等の漏洩
- ⑫ 溶剤使用
- ⑬ 廃棄物処理・処分

スポット・チェック(臨時査察)

CDM理事会は指定運営組織(DOE)に対して、必要に応じていつでもスポット・チェックを行うことができるが、その具体的内容は以下の通り[EB7報告 ANX-2 C.2.]

- ◆ CDM理事会によるスポット・チェックは、次のような契機によって開始される
 - ☞ CDMプロジェクトの登録やCERの発行段階で、既決定の手続きに従って再審査要求があった場合(P19,20参照)
 - ☞ 指定運営組織に、業務遂行能力に関わる重大な変更があった場合
 - ☞ 他の指定運営組織、条約事務局認定NGO、利害関係者から書面で要求があった場合 等
- ◆ CDM理事会がスポット・チェックを行うことを決定した場合、条約事務局から当該指定運営組織及びCDM-APに通知し、その指定運営組織はスポット・チェック費用を支払うことが必要
- ◆ CDM-APはCDM-ATを設置するとともに、状況に応じて以下の2つのうちどちらかを決定
 - ☞ CDM理事会に対して、スポット・チェックの結果が出るまで当該指定運営組織の認定を中断するよう勧告する
 - ☞ 又は、限定的な現地調査/立会審査や問題のあった専門部門に特化して評価を行う
- ◆ スポット・チェックは認定手続き(P26~27参照)と同様に行う
 - ☞ 最終的にはCDM-APが、CDM理事会に対して文書を提出する
- ◆ CDM理事会は以下を決定する
 - ☞ 当該指定運営組織の認定及び指定を確認する
 - ☞ COP/MOPに対して当該指定運営組織の指定の一時停止又は取消を勧告する
 - ⇨ CDM理事会による勧告はCOP/MOPの最終決定までは暫定的な効力を持つ

認定等に必要となる費用[EB7報告 ANX-2 D.3.]

運営組織(OE)申請者は、以下のような費用について、全て事前に払い込むことが必要(原則として払い戻しされない)

- ◆ CDM理事会に対する認定申請料(附属書 I 国の申請者は15,000ドル[EB4報告 パラ8]、非附属書 I 国の申請者は最初の払い込みはその半額でも可の場合がある[EB6報告 パラ3(f)])
- ◆ CDM-ATによる現地調査・立会審査に必要な実費
 - ☞ 航空料金(ビジネスクラス)、宿泊費(4つ星クラス)、国連規定による日当(現在の標準額は400ドル)
 - ☞ 上記に加えて、CDM-ATの業務に必要な金額(条約事務局が提示する)
- ◆ OE申請者による提訴費用(条約事務局の提示する額を20営業日以内に支払わないと、提訴を取り下げたと見なされる)
 - ☞ OE申請者の主張が正しかった場合には、費用総額は払い戻される
- ◆ スポット・チェック費用(条約事務局の提示する額を30営業日以内に支払わないと、その時点で認定・指定が自動的に一時停止される)